第４次イノシシ管理計画（案）

令和９年３月

岩　手　県

目　　次

１ 計画策定の目的及び背景・・・

1 計画策定の目的及び背景

(1) 計画策定の目的

この第二種特定鳥獣管理計画は、県内に生息するイノシシ（ニホンイノシシ）を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第７条の２の規定に基づく第二種特定鳥獣として、科学的かつ計画的な管理を実施することにより、生息域拡大と農作物被害の抑制を図ること、また、いわて県民計画（2019～2028）及び岩手県環境基本計画並びに第 14 次鳥獣保護管理事業計画に基づき、多様で優れた環境を守り次世代に引き継ぐことを目的とする。

(2) 計画策定の背景

イノシシは、本州、四国、九州に広く分布しており、昭和 30～40 年代から増加・拡大傾向に転じたとみられ、全国的には、1978 年度調査から 2020 年度調査の間で約 1.9 倍に拡大しており、これまでイノシシの分布の空白地帯とされていた東北地方や北陸地方等の積雪地域でも生息が確認されるようになった。

国では、平成 25 年に「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を取りまとめ、令和５年度までにニホンジカとイノシシの個体数を半減することを掲げ、平成 26 年に法を改正し、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣としてイノシシを指定し、指定管理鳥獣捕獲等事業（以下「指定管理事業」という。）を導入した。

本県においては、明治中期から末期に一度絶滅したとされているが、平成 23 年９月に一関市で１頭が有害捕獲されて以降、年々捕獲数は増加、捕獲地域は拡大し、令和７年度は 3,072 頭が捕獲されている。

また、農作物被害についても増加傾向にあり、令和７年度はニホンジカ、ツキノワグマに次いで３番目に多い約 6,400 万円の被害が発生している。

このことから、農作物被害の抑制のための取組が求められている状況にある。

加えて、平成 30 年には、我が国において豚・イノシシの伝染病である豚熱（ＣＳＦ）が 26 年ぶりに発生し、県内の野生イノシシや養豚農場においても感染が確認されていることから、感染拡大防止又はまん延予防の観点からも、野生イノシシの個体数及び生息密度の低減を目的とした捕獲強化が進められている。

さらに、全国的には市街地出没、人身被害の発生が問題となっているほか、ダニ媒介感染症であるＳＦＴＳ（重症熱性血小板減少症候群）等の報告数が増加傾向にあることから、人身被害・感染症対策を含めた対策が求められている。

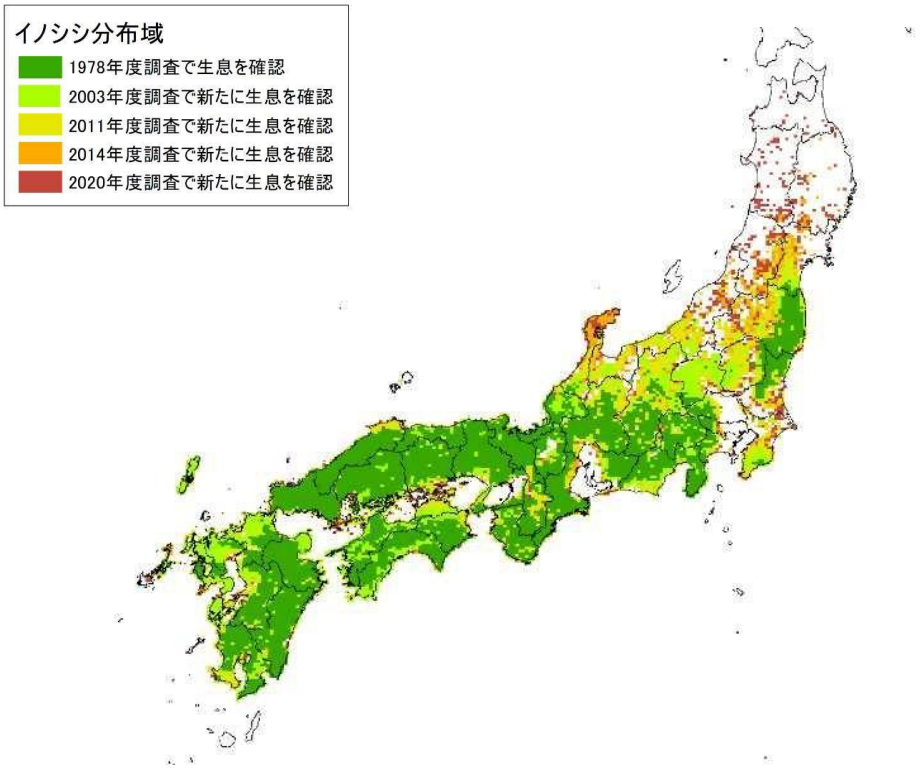


図１　全国のイノシシの分布変遷

（出典：第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン（イノシシ編）改訂版、令和３年３月、環境省）

２　管理すべき鳥獣の種類

イノシシ（*Sus scrofa*）

３　計画の期間等

(1) 計画の期間

令和９年４月１日から令和 14 年３月 31 日までとする。

(2) 計画の見直し

計画の期間内であっても、生息状況及び社会状況に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

４　対象地域

県内全域とする。ただし、国指定鳥獣保護区（日出島、三貫島）の地域を除く。

５　イノシシに関する現状

(1) 生息状況

ア　GPS 追跡調査による生息好適地の解析

県内におけるイノシシの行動特性や生息確率などを推定するため、捕獲したイノシシに GPS 装置を装着し得たデータと環境条件等を掛け合わせて解析する調査を、令和４年度と令和５年度に実施した。

その結果、イノシシの生息確率は標高や最大積雪深、斜度などの影響を強く受け、標高は 70m から 350m、最大積雪深は 15cm 前後、斜度の平均値は 5° から 20° 、禁猟区が近くにあるほど生息可能性が高いということが示された。

予想される生息好適地を地図上で表すと図２のようになる。

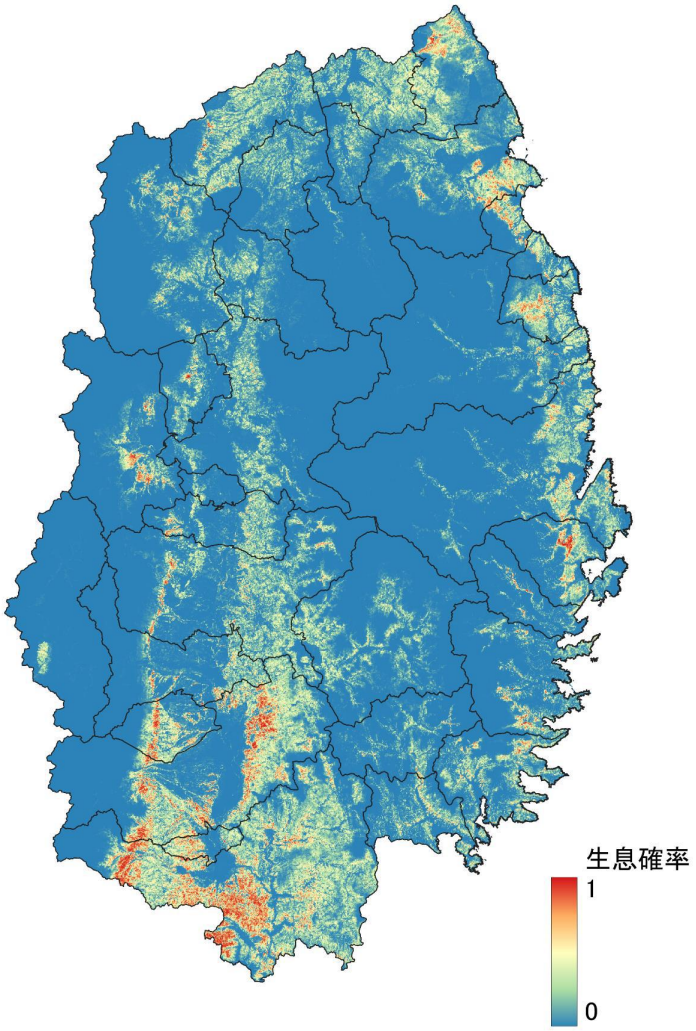


図２　イノシシの生息好適地の予測位置図

イ　センサーカメラを用いた生息状況調査

県内のイノシシの生息状況を把握するため、センサーカメラを用いた調査を令和６年度及び令和７年度に実施した。

令和６年度は一関市の２地点に、令和７年度は一関市及び雫石町に１地点ずつ計２地点にセンサーカメラを設置して生息密度推定を行い、その結果と県内における捕獲数や目撃効率、過去に実施した痕跡調査の結果を組み合わせることで、県内全域の生息密度分布を推定した。（図３）

その結果、令和６年度時点での県内の個体数の総和は、中央値 6,223 頭 95%信頼区間 3,503～12,630 頭と推定された。

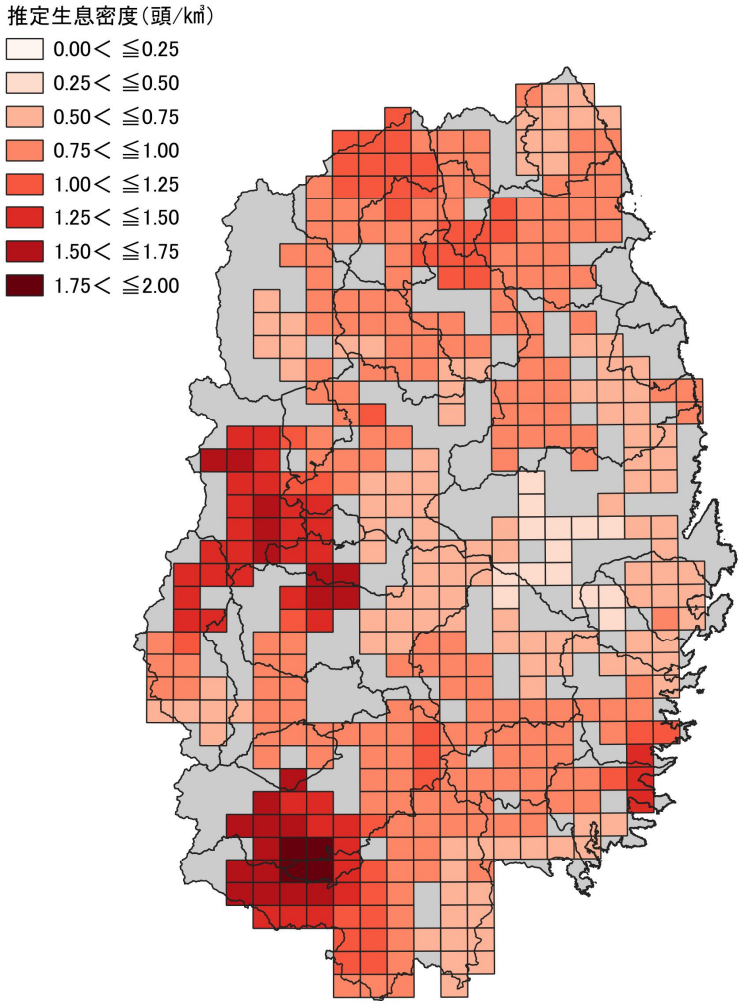


図３　イノシシの推定密度分布図（令和６年度時点）

(2) 捕獲状況

本県では、平成 23 年度に県南広域振興局管内で捕獲されて以降、捕獲頭数は増加傾向にある。

令和７年度には、狩猟 147 頭、有害捕獲 1,754 頭、指定管理事業 1,086 頭、広域捕獲 85 頭の合計 3,072 頭が捕獲されている。（図４、表１）

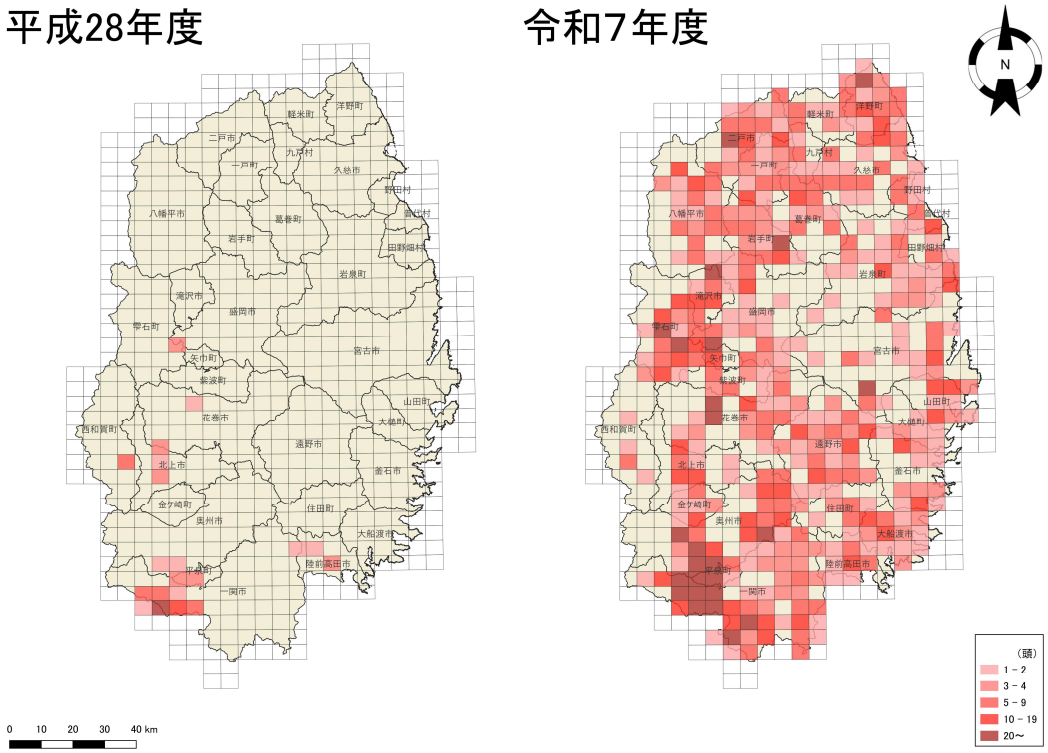


図４　イノシシ捕獲状況

表１　イノシシ捕獲数の推移　　（単位：頭）

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
狩猟	0	0	15	15	15	25	13	10
有害	2	1	22	32	25	42	43	100
指定	－	－	－	－	－	27	24	133
計	2	1	37	47	40	94	80	243
年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
狩猟	11	27	50	40	46	37	147	
有害	145	422	624	746	805	1,066	1,754	
指定	190	213	271	193	736	493	1,086	
広域	－	－	－	－	27	20	85	
計	346	662	946	979	1,614	1,616	3,072	

(3) 被害状況

ア　農林業被害

本県におけるイノシシによる農作物被害は、平成 22 年度に県南広域振興局管内で確認されて以降、拡大・増加しており、令和７年度には 31 市町村、約 6,400 万円の被害が報告されている。（表２、図５）

作物別では大部分が稲の被害であり、その他には飼料作物、野菜及び果樹の被害が発生している。被害の形態としては、作物を倒される、土を掘り返して根や根菜を食べられる、泥浴びにより圃場を荒らされる等である。

表２　イノシシによる農作物被害額及び市町村数　　（単位：千円）

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
被害額	1,070	2,128	2,509	745	1,735	6,045	10,895	15,299
市町村数	1	3	1	4	5	6	6	10
年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
被害額	18,300	27,623	51,524	40,685	60,108	45,911	64,172	
市町村数	13	20	24	24	32	31	31	

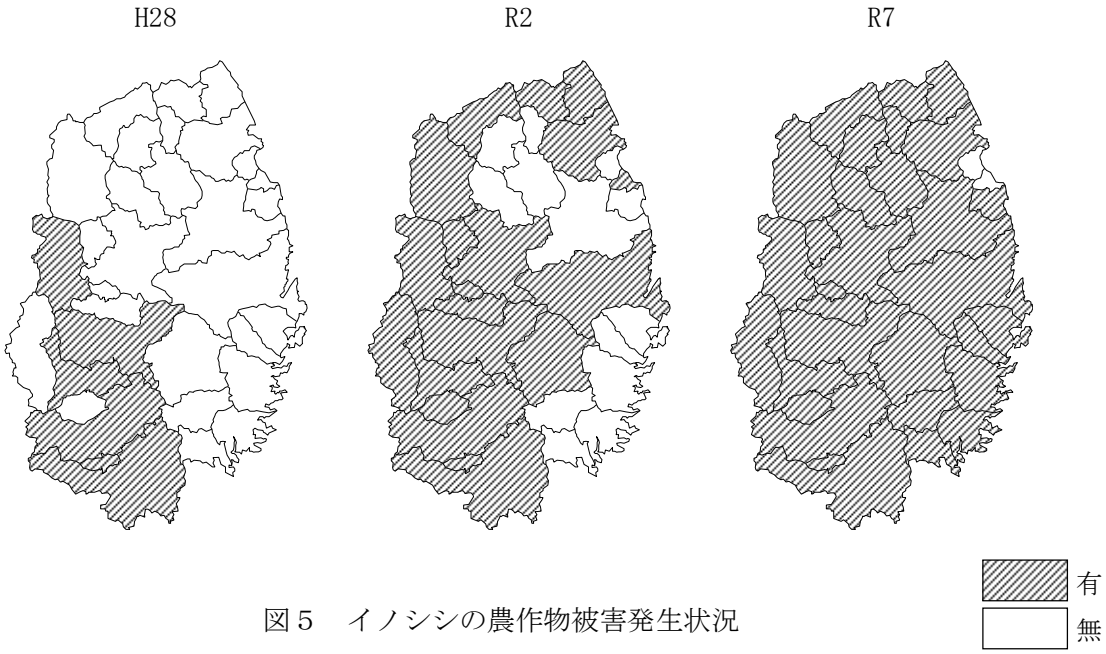


図５　イノシシの農作物被害発生状況

イ　その他の被害

全国的には、イノシシの市街地出没や人身被害等の生活環境被害が発生しており、その対応が必要となっている。

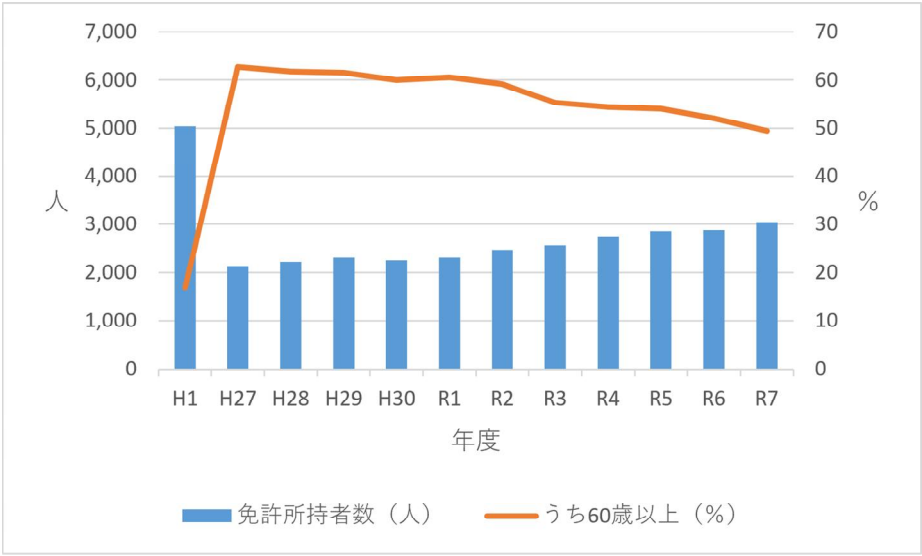
本県では、令和３年度に沿岸広域振興局管内でイノシシによる咬傷事故が初めて報告されており、今後、生息域の拡大に伴い被害の発生が懸念される。

(4) 狩猟者の動向

ア　狩猟免許所持者数

狩猟免許所持者数をみると平成元年度の約5,000人から平成27年度には約2,100人まで減少したが、その後は年々増加し、令和7年度には約3,000人となっている。

また、狩猟免許所持者に占める60歳以上の割合は、平成元年度の2割以下から平成26年度には6割以上まで上昇したが、令和7年度には5割未満にまで減少し、次第に50歳未満の割合が増加している。

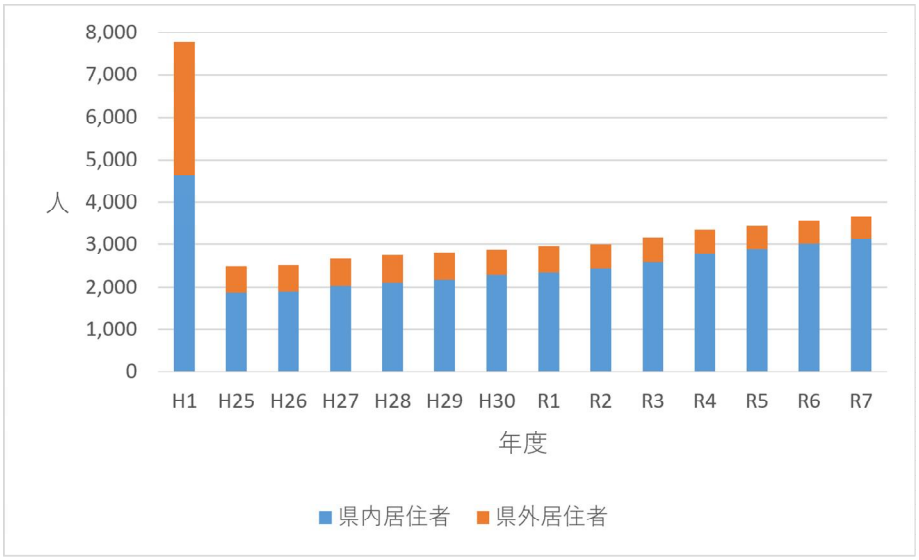


グラフ１　狩猟免許の所持者数（延べ人数）及び60歳以上の割合の推移

イ　狩猟者登録数

狩猟者登録数をみると平成元年度は県内居住者及び県外居住者の合計が7,000人を超えていたものの、平成25年度には約2,500人まで減少した。

その後は年々増加し、令和7年度には約3,600人となっている。



グラフ２　狩猟者登録数の推移

６　これまでの管理計画の評価

県では、法第 14 条の２に基づく指定管理事業の創設を踏まえ、平成 28 年度に第１次イノシシ管理計画を策定し、その後、平成 29 年度に第２次イノシシ管理計画（平成 29 年度～令和３年度）を、令和４年度に第３次イノシシ管理計画（令和４年度～令和８年度）を策定している。

第３次イノシシ管理計画では、基本目標を「積極的に捕獲を実施し、生息域の縮小や生息数の低減を図ること」とし、県内を定着地域と侵入地域の２つの地域区分に分け、各地域の生息状況や被害状況に応じた対策を講じることとした。

その結果、捕獲頭数は増加し、各地での防護柵の設置も進んだものの、生息域の拡大に伴い農作物被害は増加傾向にあり、更なる対策の推進が必要となっている。

７　管理の目標

(1) 個体数の抑制及び生息密度の低減

イノシシは個体数変動が激しい動物であり、生息数が増加し高密度化した場合、農地以外への被害拡大、感染症リスクの増大、周辺地域への分散を招くおそれがあることから、過去の捕獲実績を考慮して個体数の低減のため積極的な捕獲を推進する。

なお、高密度地域においては捕獲を特に強化し、生息密度の低減を図る。

(2) 農作物被害の軽減

防護柵の設置や管理を中心とした被害防止体制の整備や、加害個体の捕獲を地域ぐるみで進め、農作物被害等の軽減を図る。

(3) 人身被害や生活環境被害の防止

人の日常生活圏及びその付近にイノシシを寄せ付けない環境づくりを推進し、人身被害や生活環境被害の発生を防止する。

８　管理の実施

(1) 個体数管理

ア　目的

県内のイノシシは増加・拡大を続けていると思われ、農作物被害は増加傾向にあることから、県内全域で積極的な捕獲を進め、個体数の低減を図る。

イ　実施期間

令和９年４月１日～令和 14 年３月 31 日

ウ　実施区域

県内全域

エ　捕獲頭数

捕獲頭数の具体的な目標は、農作物被害の発生状況及び過去の指定管理事業による捕獲実績等を踏まえ、年度ごとに設定する。

オ　実施方法

認定鳥獣捕獲等事業者等に委託し、指定管理事業により実施する。

カ　実施結果の把握並びに評価

毎年度、捕獲実績に基づき分析及び評価を行い、農業被害及び生息状況等の情報と併せてイノシシ管理検討協議会に報告する。

キ　実施者

岩手県

(2) 密度管理

ア　目的

前述の個体数低減を目的とした県内全域での捕獲に加え、イノシシが高密度で生息していると思われる地域においては、捕獲をさらに強化し、生息密度の低減を図る。

イ　重点捕獲地域の設定

痕跡調査等により地域ごとの生息密度を把握し、生息密度の高い地域を重点捕獲地域に設定し、重点的な捕獲を実施する。

ウ　実施方法

個体数管理と同様に、認定鳥獣捕獲等事業者等に委託し、指定管理事業により実施する。

エ　実施結果の把握並びに評価

痕跡調査等の生息密度調査を継続して実施し、重点捕獲地域の生息密度の変化を検証する。

加えて、重点捕獲地域のうち、防護柵の設置及び管理も行っている集落を対象にアンケート調査を実施し、捕獲の強化と被害防止対策を併せて行った地域の農業被害額の変化を把握することで、効果を検証する。

これらの検証結果はイノシシ管理検討協議会に報告し評価するとともに、翌年度の対策の検討に役立てることとする。

(3) 被害防止対策

ア　防護柵の設置の促進

農作物被害を抑制するため､防護柵の設置を中心とした被害防止対策を促進する。

なお、防護柵には様々な種類があり、設置方法も様々であることから、設置場所及び環境に応じて、定期的な維持管理を支援する。

また、防護柵は、シカやツキノワグマ対策にも効果的であることから、イノシシの特性や地域の実情をよく理解した上で、それらへの対策も考慮して設置するよう支援する。

イ　地域ぐるみの被害防止体制の整備

効果的かつ継続的に被害防止対策を行うためには、地域住民からの被害情報の収集、面的な防護柵の設置、防護柵設置後の継続的な維持管理等、地域が一体となった取組が重要であることから、これらの取組を実施するための研修会等を開催する等、地域ぐるみの被害防止体制の整備を促進する。

ウ　有害鳥獣捕獲の推進

被害発生状況（場所、程度、時期等）を把握し、効果的かつ効率的な有害鳥獣捕獲を推進する。特に農作物被害の軽減及び被害発生地の拡大防止のため以下の取組を優先的に実施する。

（ア）農地周辺のイノシシの定着防止

農地周辺に定着したイノシシにより継続した農作物被害が発生している地域においては、農作物被害の抑制のため、農地周辺での有害鳥獣捕獲を実施する。

使用するわなの種類については、シカの有害捕獲においてくくりわなが多く使用されている現状を踏まえつつ、農地周辺では、群れごと捕獲することができる箱わなの使用を促進する。

なお、箱わなを使用する際には、ツキノワグマの錯誤捕獲防止のため、ツキノワグマも好む米ぬか等の誘引エサを用いない防止策や、わなの見回り、30cm 四方の脱出口付き箱わなの使用を促進する。

また、冬季以外は周辺環境にイノシシのエサが豊富にあり、箱わなによる捕獲効率が低下することから、くくりわなの使用が必要となる。ただし、本県全域でツキノワグマの生息が確認されており錯誤捕獲の発生が懸念されるため、設置場所や時期を十分に検討するとともに、誘引物の適切な管理や定期的な見回りを実施し、錯誤捕獲の防止に努めるものとする。

（イ）地域ぐるみの捕獲体制の整備

農地周辺におけるわなを使用した捕獲には、こまめな見回り等が必要であり、狩猟者や農家等地域住民が一体となった捕獲活動が欠かせないことから、地域ぐるみの捕獲体制の整備を促進する。

また、一定条件のもとに従事者の中に狩猟免許を受けていない者を補助者として含むことができる制度を活用し、地域ぐるみによる捕獲を促進する。

（ウ）予察捕獲の推進

被害が発生しない地域であっても、生息状況を踏まえ、予察捕獲（被害を未然に防止するために実施する有害捕獲）により、有害捕獲を促進する。

(4) 生息環境管理

鳥獣が生息する山林と農地との間に鳥獣が身を隠すことができない見通しの良い緩衝帯を設置する等、人と鳥獣の棲み分けを進めることが重要であることから、鳥獣被害防止総合対策交付金の活用を含め、イノシシの隠れ家等となる耕作放棄地や農地に隣接したやぶの刈払いを促進する。

また、農地に放置された収穫残さや放棄果樹等の適切な処分の必要性についても普及啓発を行う。

(5) モニタリング調査

この管理計画の策定のために実施した調査を補完し、より科学的かつ計画的な管理施策を推進するため、生息状況や被害状況等について、モニタリング調査を継続的に実施する。（表３）

また、モニタリング調査の結果をもとに、管理対策の評価を行うとともに、管理計画に反映（フィードバック）させることとする。

表３　モニタリングの内容

項　目	内　容
①農作物被害状況の把握	県や市町村農林部局による農作物被害金額及び被害量調査に加え、アンケート調査により集落単位で被害状況の把握に努める。
②重点捕獲地域における防護柵設置状況等の把握	重点捕獲地域のうち、防護柵の設置及び管理も行っている集落を対象にアンケート調査を実施し、捕獲の強化と被害防止対策を併せて行った地域の農業被害額の変化を把握することで、効果を検証する。
③捕獲情報の収集	狩猟、有害捕獲及び指定管理事業の捕獲報告票から捕獲数、捕獲場所、目撃効率、捕獲効率等を把握することにより、事業評価及び生息密度推定の基礎データとする。
④生息状況の把握	掘り返しなどの痕跡や捕獲効率等の密度指標の収集・分析により、県内の生息密度の把握に努め、捕獲及び被害防止対策等の資料とする。

９　その他管理のために必要な事項

管理計画の目的を達成するため、県、市町村、集落・地域住民、狩猟者団体、大学・民間団体等が分担して役割を担い、相互に連携することが重要である。

(1) 各機関・団体等の果たす役割

ア　県

県は、国からの指導又は助言等を踏まえ、鳥獣保護管理事業計画、管理計画の作成及び見直しを行うとともに、各種管理施策を実施する。

また、捕獲数の取りまとめや各種モニタリング調査の実施により個体数管理に努める。

イ　市町村

市町村は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年 12 月 21 日法律第 134 号）（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づく鳥獣被害防止計画を作成し、地域の状況に応じた有害捕獲、防護柵設置等の被害防止対策及び生息環境管理について関係団体と連携の上、総合的に実施する。

なお、効果的かつ効率的な被害防止対策のため、被害発生地及び被害状況等の把握に努める。

また、地域が一体となった被害防止対策を推進するため、地域住民や県と連携し、

体制づくりに取り組む。

加えて、イノシシによる人身被害事例及び市街地出没が発生した場合は、情報収集に努め、必要に応じて関係部局と連携して対応する。

ウ　集落・地域住民

防護柵の設置・管理、やぶの刈り払い、誘引物（廃棄農作物の管理、放棄果樹の管理）の除去は、集落・地域住民が主体となって実施する。

また、地域ぐるみで組織的、面的に対策を実施することが重要であることから、行政と連携し効率的な体制で実施する。

エ　狩猟者団体

個体数管理に重要な役割を担う狩猟者団体は、管理計画に沿った狩猟捕獲の推進に努めるとともに、効果的な有害捕獲の実施について市町村等を支援する。

また、県が行う捕獲、生息状況及び捕獲個体調査等のモニタリングに協力する。

オ　イノシシ管理検討協議会

学識経験者、行政機関及び関係団体等で構成するイノシシ管理検討協議会は、管理計画の作成及び見直し並びに各種管理施策について、必要な検討及び助言を行う。

また、県が行うモニタリング結果の評価、分析及び助言を行う。

カ　大学・民間団体等

大学や民間団体等は、イノシシ被害防止や新技術による捕獲の実証等、県が行う捕獲・生息状況の分析等に対し助言を行う。

(2) 普及啓発

地域の状況に応じて、県、市町村及び関係団体等が連携し、イノシシの生態や捕獲技術、効果的な被害防止方法、耕作放棄地等の生息環境管理についての研修会の開催や各種広報媒体等を活用し、普及啓発に努める。

(3) 他県との連携

本県と隣接する宮城県、秋田県及び青森県においても、イノシシの生息域が拡大していることから、情報交換を行い、捕獲手法の検討や個体数管理に努める。

(4) 鳥獣被害防止計画との調整

鳥獣被害防止特措法に基づいて市町村において作成される鳥獣被害防止計画の内容については、管理計画の内容を踏まえて作成する。

県は広域的な捕獲状況等を取りまとめて提供することで、市町村の被害防止計画の策定を支援する。

(5) 錯誤捕獲対応の実施体制

本県全域がツキノワグマの生息区域であることを踏まえ、捕獲従事者は、箱わなを使用する際には、ツキノワグマの錯誤捕獲防止のため、ツキノワグマも好む米ぬか等の誘引エサを用いない防止策や、わなの見回り、30cm 四方の脱出口付き箱わなの使用に努める。

また、くくりわなの設置に当たっては、ツキノワグマの足跡や糞などの生息痕跡の有無を十分確認し、生息痕跡が認められる場所を避けるなど、錯誤捕獲の防止に努め

る。さらに、設置したわなの周辺でクマの生息が確認された場合には、わなの移動等により、ツキノワグマの錯誤捕獲の発生予防に努める。

⑹ 感染症の状況及び安全対策の実施

豚熱（ＣＳＦ）の状況について、県内では令和４年４月に一関市の野生イノシシにおいて、令和６年５月には洋野町の養豚農場において感染が確認されており、養豚業への被害を防止する観点から、対策が必要となっている。

野生イノシシの感染が確認された地域における捕獲行為はウイルス拡散のリスクが伴うことから、各捕獲事業の実施主体は「豚熱・アフリカ豚熱対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（岩手版）」を参考の上、捕獲行為に伴う養豚農場への感染拡大を防止する体制の整備に努めるとともに、イノシシが関係する人獣共通感染症（ＳＦＴＳ：重症熱性血小板減少症候群、野兎病、ブタ回虫、Ｅ型肝炎等）による健康被害を防止するため、捕獲従事者に対して注意喚起を行う。

⑺ 捕獲の担い手の確保・育成

狩猟者の減少や高齢化は、野生鳥獣の管理の円滑な実施に支障をきたすおそれがあることから、狩猟者の確保に向けて狩猟に対する県民の関心の喚起や狩猟免許を取得しやすい環境整備等の取組を推進するとともに、狩猟免許取得後の技術向上に向けて講習会を開催する等、関係機関等と連携を図りながら狩猟者の確保・育成を推進する。

また、経験が浅い狩猟者の捕獲技術の向上のため、熟練狩猟者による捕獲技術等の伝達・継承を内容とする技術研修会等の開催や、鳥獣保護管理に関する人材登録事業（鳥獣プロデータバンク）を活用した事業による狩猟者の確保・育成を検討する。

⑻ 狩猟による捕獲の推進

狩猟によるイノシシの捕獲を推進するため、イノシシに係る狩猟期間を延長し、以下のとおりとする。

（延長前）11 月 15 日から翌年２月 15 日まで

（延長後）11 月１日から翌年３月 31 日まで

⑼ 市街地出没時の対応

イノシシは危険鳥獣（法第２条第６項）に指定されており、人の日常生活圏及びその付近に出没した場合は岩手県ツキノワグマ市街地出没時対応マニュアル（令和７年９月１日策定）に準じた対応を行う。

また、出没に至った経緯について情報収集を行い、再発防止に活かすこととする。